

福岡医発第 52 号(地)
平成20年 4月 5日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

朝倉地区乳幼児医療費の通院助成年齢の引き上げについて

朝倉地区の乳幼児医療費助成制度につきまして、現在は福岡県の制度同様、通院は3歳到達まで、入院は就学前までとされておりましたが、平成20年4月より通院分の助成年齢が下記のとおり引き上げられる旨、朝倉地区医療協議会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

【朝倉地区乳幼児医療助成年齢枠拡大の概要】

	市町村	改正前（平成20年3月まで）	改正後（平成20年4月以降）
対 象 者	朝倉市 筑前町	3歳未満まで	4歳未満まで
	東峰村	3歳未満まで	就学前まで
実施区分		通院	
助成範囲	共通	保険診療にかかる自己負担分 ※ただし、3歳からの初診・往診料の一部は自己負担。	

※ 平成20年4月からは、義務教育就学前までの医療費の自己負担割合は「2割」となります。

※ 県外での受診や他の公費が優先して支払が生じた場合は、払い戻しが受けられます。



小郡三井医師会より

担当理事 毛利康茂
島田昇二郎
会長 丸山 泉



平成20年3月25日

福岡県医師会

会長 横倉 義武 様

朝倉地区医療協議会

会長 金子 一智



乳幼児医療費の通院助成年齢の引き上げについて

日頃より医療費公費負担制度の推進につきましてご指導・ご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、当協議会内における乳幼児医療費の助成につきまして、現在は福岡県の制度と同じ、通院は3歳到達まで、入院は就学前までとしておりましたが、平成20年4月より通院分の助成年齢を下記のとおり引き上げることとしましたのでお知らせします。

対象者の方へは各市町村より、新しい医療証を交付しています。

また、簡単ではございますが、今回の変更に関してお知らせのチラシを作成しましたので、同封します。

記

《通院対象年齢》 平成20年4月から

○【朝倉市・筑前町】にお住まいの方 4歳到達まで

○【東峰村】にお住まいの方 就学前まで

※ ただし、今回の引き上げ分についての初診・往診料の一部は自己負担となります。



朝倉地区医療協議会

事務局 筑前町役場健康推進課 国保医療係

Tel 0946-42-3111 (内134)

Fax 0946-42-2011

乳幼児医療費の通院助成年齢が引き上げられます

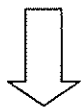
乳幼児医療費の通院分の助成対象年齢が、これまでの3歳未満から、4歳未満（東峰村は就学前）まで引き上げられます。

今回助成の引き上げ対象となる分の初診・往診料の一部は自己負担となります。

入院時の取り扱いについてはこれまでと変わりありません。

現行（平成20年3月まで）

- 入院 就学前まで（3歳からの初診・往診料の一部及び食事療養標準負担額は自己負担）
- 通院 3歳未満まで（初診・往診料無料）



平成20年4月から

【朝倉市】・【筑前町】にお住まいの方

- 入院 就学前まで
（3歳からの初診・往診料の一部及び食事療養標準負担額は自己負担）
- 通院 4歳未満まで
（3歳からの初診・往診料の一部は自己負担）

【東峰村】にお住まいの方

- 入院 就学前まで
（3歳からの初診・往診料の一部及び食事療養標準負担額は自己負担）
- 通院 就学前まで
（3歳からの初診・往診料の一部は自己負担）

☆ 平成20年4月からは、義務教育就学前までの医療費の自己負担割合は「2割」となります。

☆ 県外での受診や、他の公費が優先して支払が生じた場合は、払い戻しが受けられます。

※ 詳しくは、市町村役場の乳幼児医療担当係へお尋ねください。